

総務省

みなさんと総務省を結ぶ情報誌

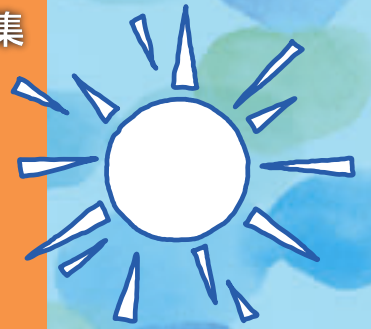
Ministry of
Internal Affairs and
Communications

MIC

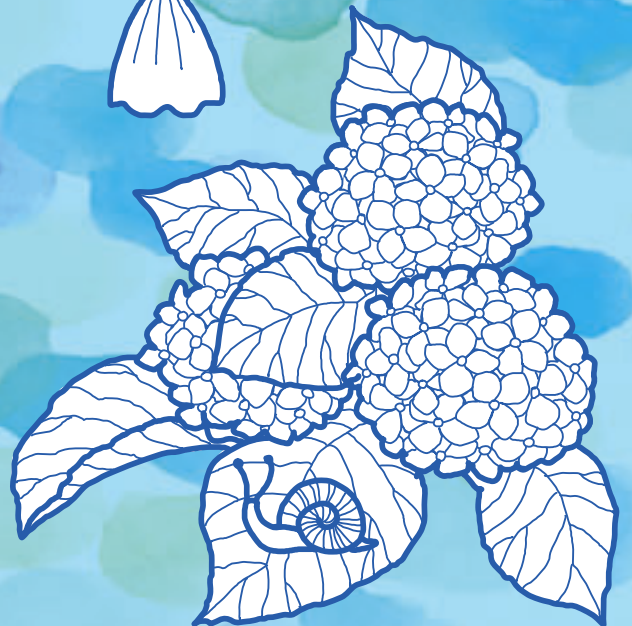
6月号
2015 June
No.174





特集
平成27年7月1日に
「うるう秒」を
挿入します



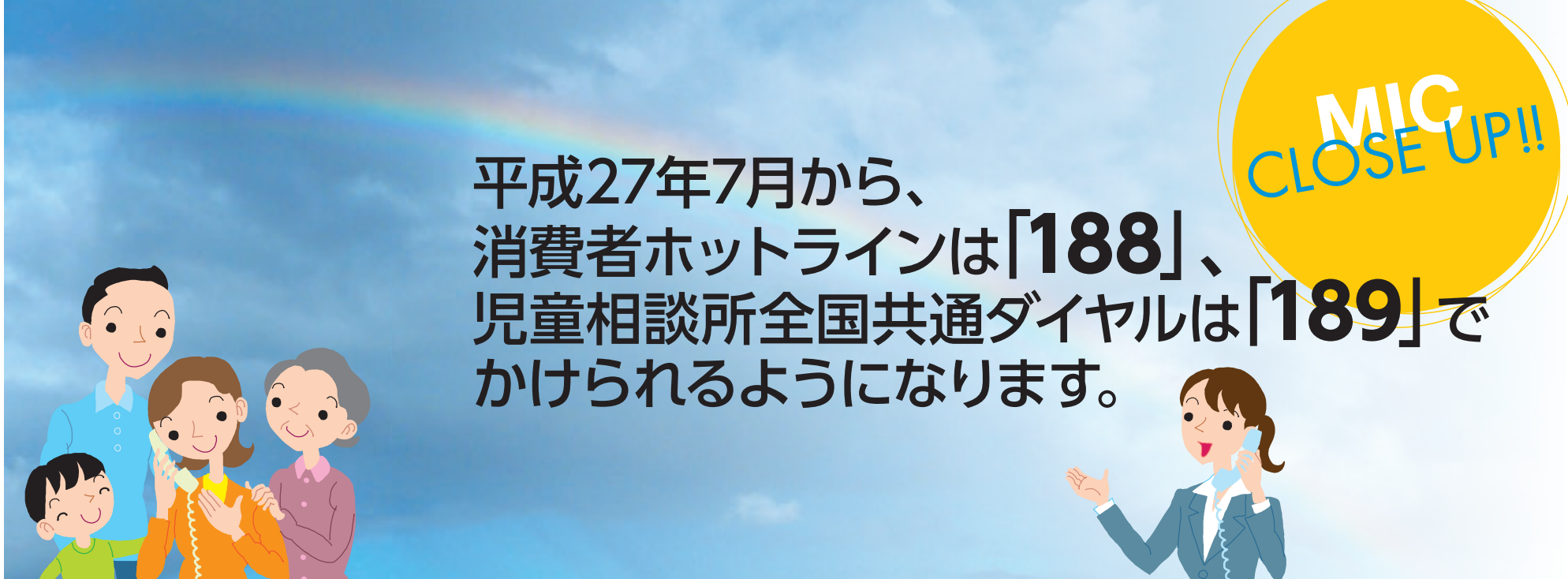
MIC FOCUS
正しく知ろう！
電波のルール
地方のかがやき
若い力が活躍する
山形県遊佐町





- 02 MIC CLOSE UP!!
平成27年7月から、
消費者ホットラインは「188」、児童相談所全国共
通ダイヤルは「189」でかけられるようになります。
- 04 特集
平成27年7月1日に「うるう秒」を挿入します
- 07 MIC FOCUS
正しく知ろう! 電波のルール
- 10  連載第4回 太田直樹総務大臣補佐官対談
宮崎県知事 株式会社黒木本店社長
河野 俊嗣氏 黒木 敏之氏
- 12 MIC NEWS 01
第3回国連防災世界会議(3/14~18、仙台市)において
消防庁主催 総合フォーラムが開催されました
- 13 MIC NEWS 02
電気通信主任技術者の講習制度が導入されました。
- 14 MIC NEWS 03
スマート国勢調査!
- 16 MIC NEWS 04
サービス産業動向調査拡大調査を実施します
- 18 MIC NEWS 05
統計グラフコンクール 作品の募集をしています
- 20 地方のかがやき
若い力が活躍する
山形県 遊佐町 

【お詫びと訂正】
5月号19ページ「活動報告」中の中央写真のキャプションにおいて、兵庫県三次市とあるのは広島県三次市の誤りです。
お詫びして訂正いたします。



平成27年7月から、 消費者ホットラインは「188」、 児童相談所全国共通ダイヤルは「189」で かけられるようになります。

消費者ホットライン、児童相談所全国共通ダイヤルの電話番号が短くなり、かけやすくなります

新たな3桁番号の追加

警察機関・海上保安機関・消防機関への緊急通報や、時報、天気予報、災害用伝言ダイヤルなどに使われている、1から始まる3桁の電話番号(3桁番号)に、新たな番号が加わります。

平成26年8月から、総務省では国が提供する相談ダイヤルへの3桁番号の利用の在り方について検討を行ってきました。国が提供する相談ダイヤルは、行政手続に関する問い合わせや日常生活を取り巻く様々な問題に対する国民の皆様からの問い合わせ等に対応するため、国が設けている電話相談窓口です。

今般、消費者庁が開設する「消費者ホットライン」と、厚生労働省が開設する「児童相談所全国共通ダイヤル」の2つの相談ダイヤルについて、「消費者ホットライン」に「188」、「児童相談所全国共通ダイヤル」に「189」の3桁番号を付与することとなりました。両ダイヤルについては、平成27年7月より3桁番号の利用が開始される予定です。

3桁番号とは?

桁数が短くダイヤルが簡単であり、1から始まるので特別なサービスであることがわかりやすいという特徴があります。このため、緊急通報や公共情報の提供等に使用されています。

主な3桁番号

- 警察機関への緊急通報…(110)
- 海上保安機関への緊急通報…(118)
- 消防機関への緊急通報…(119)
- 災害用伝言ダイヤル…(171)
- 番号案内…(104)
- 故障受付…(113)
- 電報受付…(115)
- 時報…(117)
- 天気予報…(177)
- 発信者番号通知拒否…(184)
- 発信者番号通知…(186)

具体的な利用方法については総務省ホームページにてご案内しています。

- 総務省ホームページ
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/tel_number/1xy_riyou_shishin.html
(キーワード検索「3桁番号利用指針」でもアクセスできます)

188

消費者ホットライン

[消費者庁]

契約、悪質商法、製品・食品やサービスによる事故などの相談

地方公共団体等が設置している身近な消費生活相談窓口を御案内します

- 消費者庁ホームページ
<http://www.caa.go.jp/>
(トップページの「消費者ホットライン」バナーから該当ページにお進み下さい)

189

児童相談所全国共通ダイヤル

[厚生労働省]

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者からの通告

子育てに関してどこに相談していいかわからない場合にためらわず相談

- 厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/gyakutai/>

*利用料金については、消費者庁・厚生労働省のホームページをご覧ください。

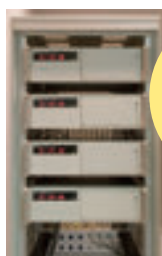
「うるう秒」とは

時刻は、かつて地球の公転・自転に基づく天文時により決められていました。ところが天文時を決める地球の回転は不規則で、厳密な時刻が求められる科学技術には対応できないため、1958年を基点として原子時計に基づく原子時が開始されました。しかし天文時に基づく時刻との間でずれが生じるようになったため、1972年から数年に1回程度、そのずれを調整する「うるう秒」の挿入が行われています。

人が作り出した高精度な時刻

原子時

原子の出す規則正しい周波数に基づき、誤差は数十万年に一秒という高精度です。世界各国の標準機関から国際度量衡局(BIPM)に集められた、約400台の原子時計のデータに基づき計算されています。



セシウム原子時計

規則正しい時刻・周波数標準
数十万年に
1秒の誤差

太陽と地球の動きに結びついた

天文時



地球の回転(公転・自転)をもとにしています。人間が長い間、生活の基準としてきた時間で、月や太陽の引力による潮汐変化、海洋や大気の動き、地球の形状の変化等の影響を受けています。

不規則な地球の回転をもとにする天文時と、極めて精度の高い原子時との間に生じるずれ。これを調整するため、日常使われる原子時による世界の標準時に1秒を挿入、または削除して、ふたつの時刻のずれが0.9秒以内におさまるようにします。この1秒が「うるう秒」と呼ばれ、調整を行った時刻を世界の標準時(協定世界時)として使うことにしています。

平成27年7月1日に「うるう秒」を挿入します

平成27(2015)年7月1日(水)に
3年半ぶりとなる「うるう秒」の調整が行われ、
午前8時59分と午前9時00分の間に
「8時59分60秒」が挿入されます。
「うるう秒」の挿入は、日本の標準時の維持・
通報を実施している
国立研究開発法人情報通信研究機構
(略称：NICT、所管：総務省)が実施します。



「うるう秒」の調整後に時刻合わせを行う方法

今回の「うるう秒」の調整では、午前8時59分59秒の後に、午前8時59分60秒が挿入されます。一般的な時計では、「うるう秒」の調整後に時刻合わせを行うまで、1秒進んだ時刻になります。NICTでは正確な時刻を提供していますので、以下の方法で時刻合わせができます。

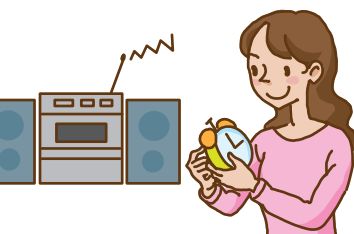
1 インターネットを通じて時刻を合わせる
NTPサービス

パソコンでは、インターネットを通じてNTPサービスを利用することで、時刻合わせを行うことができます。NICTでは、日本標準時と1億分の1秒(10ナノ秒)以内の精度で同期し、毎秒100万リクエストを処理できる公開NTPサーバを運用しています。

※アクセスが集中した場合は誤差が大きくなる場合があります。その場合は、時間をずらして再度アクセスしてください。
※会社のパソコンなどでは、セキュリティの設定等により利用できないことがあります。その場合は、パソコンなどの管理者にお問い合わせください。

2 標準電波を受信して時刻を合わせる
電波時計

多くの電波時計は、数時間から1日に1回程度の間隔でNICTが送信する標準電波を受信して時刻合わせを行っています。このため、しばらくすれば自動で時刻合わせが行われます。時刻合わせが自動で行われない場合やすぐに正確な時刻を確認したい場合には、標準電波を手動で受信して時刻合わせを行いましょう。



3 放送局や電話会社などの時報サービスで時刻を合わせる
その他

放送局や電話会社では、NICTからテレホンJJY等で得た時刻のお知らせを行っています。放送局やNTTの時刻お知らせサービスなどを利用して、「うるう秒」挿入後の正確な時刻を確認できます。

平成27(2015)年7月1日、
「うるう秒」挿入時の時刻はこうなります。(日本時間)

平成27(2015)年7月1日8時59分59秒

平成27(2015)年7月1日8時59分60秒

平成27(2015)年7月1日9時00分00秒

情報ネットワークやコンピューターを
正確に運用するために

現代社会では、時刻は、単に時を知るためだけに使われるのではなく、社会・経済活動の重要な基盤である情報通信ネットワークやコンピューター等の情報システムの運用などにも使われています。たとえば情報通信ネットワークは正確な時刻管理のもとに運用されており、また電話などの料金も秒単位で決められています。そのため、情報システムを間違いなく運用するためには、時刻情報が正確である必要があります。「うるう秒」の調整が行われる際には、情報システムの時刻合わせに影響がないことを、事前にシステム管理者において確認しておく必要があります。

「うるう秒」の調整が実施されます

「うるう秒」の調整は、地球の回転の観測を行う国際機関である「国際地球回転・基準系事業(ERS: International Earth Rotation and Reference Systems Service)」が決定しており、これを受けて世界で「うるう秒」の調整が行われています。

日本では、総務省及びNICTが法令に基づいて、標準時の通報に係る事務を行っており、IERSの決

定に基づきNICTにおいて、日本標準時に「うるう秒」の挿入を実施しています。

NICTでは、本年1月5日のIERSの「うるう秒」挿入の決定を受け7月1日(水)、日本標準時に「うるう秒」の挿入を実施します。

なお、最近では3年前となる平成24年(2012年)7月1日に「うるう秒」の調整が行われました。

詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

<http://jyy.nict.go.jp/news/leap-info2015.html>

正しく知ろう！ 電波のルール

6月1日は電波の日。総務省では、毎年6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」と定め、正しい電波利用の周知と、不法無線局の取締りの強化を実施しています。

今や私たちの暮らしになくてはならない電波は、テレビ・ラジオの放送はもちろん、スマートフォン・携帯電話をはじめとする通信機器や、身近な家電など多種多様なものに使われています。

電波は便利なコミュニケーションの手段として役立つのみならず、社会の安心・安全を確保するために欠かせないものです。しかし、無免許での電波の不正使用などのルール違反も多発しています。

このため、総務省では電波に関するルール作りと、正しい運用についての監督などを行っています。正しく電波を利用している人を保護し、安心・安全な社会生活を維持するためには、電波のルールを守ることは不可欠であると同時に、ルール違反を見逃さないことも大切です。

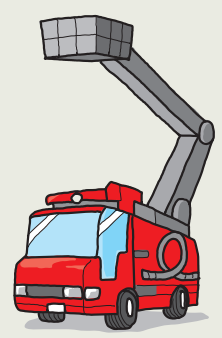
電波を利用するためには、無線局の免許と技術基準に適合した無線機器を使用することが必要です。また、決められた方法で電波利用することも必要になります。気づかないうちにルール違反をしていた、などということがないように、ここでは電波利用に当たった際の注意事項について、分かりやすくご案内します。

不法電波でこのような重大な問題が起こります

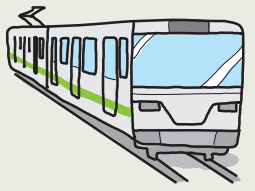
不法電波は、携帯電話やテレビ・ラジオに障害を与えるなど、日常生活に悪影響を及ぼすばかりか、消防・救急、鉄道、防災行政、警察、飛行機など人命にかかわる重要な無線通信を妨害して、私たちの生活を脅かします。



防災行政無線
地震や水害などの災害時に防災行政無線が妨害されると、災害情報や避難勧告など緊急の通信に支障をきたし、人命や財産を脅かす大きな問題になります。



消防・救急無線
消防車や救急車などの消防・救急無線に雑音が入ったり、妨害されると、消火活動が遅れたり、病院への搬送が遅れるなど、人命や財産にかかわる深刻な問題が起こります。



鉄道無線
不法電波により鉄道無線が妨害されると、電車の安全運行に支障が生じ、乗客の人命が脅かされるような大きな問題になります。

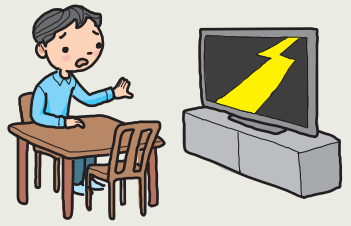
スマートフォン・携帯電話

携帯電話の基地局が妨害電波を受けると、大切なメールや情報が伝わらなくなり、通話ができなくなるなど、社会・経済活動に大きな問題を起こします。



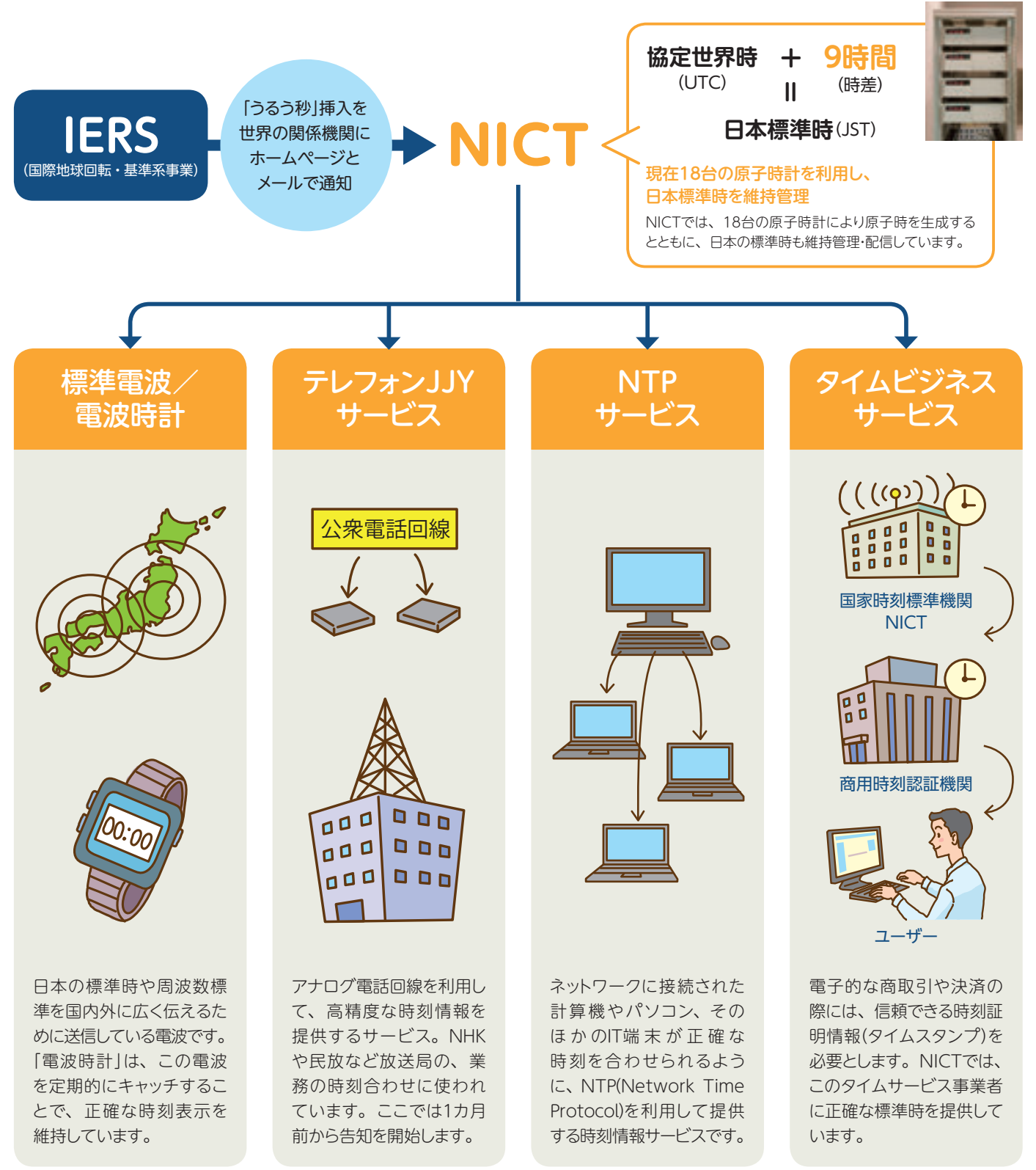
テレビやラジオ

不法電波によりテレビ・ラジオの受信が妨害されると、災害情報や避難勧告が伝わらないなど国民生活に重大な影響が起こります。



「うるう秒」調整後の正しい日本標準時の通報

国際地球回転・基準系事業(IERS)が地球の自転を観測し、データ解析により原子時と天文時の間に生じる「差」を算出。それによってIERSが「うるう秒」の挿入を決定します。NICTでは、電波時計等に時刻情報を提供している標準電波、放送局等に時刻をお知らせしているテレフォンJJY、ネットワークを利用したコンピューターの時刻合わせに使われているNTPサービス等、日本標準時通報サービスにより「うるう秒」挿入後の正しい日本標準時を通報しています。





不法無線局対策のための共同取締り



総合通信局と警察署との共同取締りの現場です。道路を走る不審車両を電波監視官が見つけ、警察官がその車両を停止させ、電波監視官がその場で無線機を調べます。

国民の安心・安全を守る消防・救急無線、航空・鉄道無線などの重要無線通信に妨害を与える不法無線局の根絶や混信妨害の排除を図ることを目的に、警察や海上保安庁などの捜査機関の協力を得て、地方総合通信局等では路上や港湾などで不法無線局の共同取締りを実施しています。不法無線局が確認された場合には、電波法違反容疑で警察などに告発しています。総務省では、不法無線局に対して今後も継続的に取締りを行っていきます。



⚡ 要注意!

外国規格の無線機は使用禁止です。

インターネットや海外旅行先で購入した外国規格のトランシーバ（FRS・GMRSなど）が、スキーや各種レジャー、イベントや工事現場などの各種業務の連絡用に使用されるケースが多くなっています。また、外国から日本を訪れた旅行者が外国規格のトランシーバを日本で使用するケースもあります。

外国規格のトランシーバを日本国内で使用したことにより、放送局が業務で使用する無線通信に妨害を与えたケースなどが発生しています。

トランシーバなどの無線機の購入や利用に際しては、電波法に定める技術基準に適合していることを示す「技適マーク」の確認をお願いします。

※FRS：Family Radio Service
GMRS：General Mobile Radio Service

⚡ 要注意!

身近な無線機器が妨害電波の発生源になることも

デジタルオーディオプレイヤーの音楽などをカーラジオで聞くためのFMトランスミッタ、遠隔で映像の確認ができるワイヤレスカメラなどが、発射する電波が著しく微弱で無線局の免許が必要ないとして販売されています。しかし、これらの機器の中には、電波法に定める微弱の基準を超えて、消防無線や航空無線などに妨害を与えるケースが発生しています。

総務省では、このような微弱の基準内にあると称して販売されている機器を購入して測定を行い、基準を超えていることが明らかになった機器の情報を公表する「無線設備試買テスト」を実施しています。一般消費者が購入・使用して電波法違反となることや、他の無線局に妨害を与えることを未然防止することを目的としています。これらの機器を購入・使用する前には、電波利用のホームページで確認をお願いします。

電波に関する困りごとやご相談は、下記までお問い合わせ下さい。

北海道総合通信局 管轄区域：北海道	●不法無線局、混信・妨害 ☎011-737-0099	●受信障害(テレビ・ラジオ) ☎011-737-0033	●電波利用料 ☎011-709-6000	●その他行政相談 ☎011-709-3550
東北総合通信局 管轄区域：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	●不法無線局、混信・妨害 ☎022-221-0641	●受信障害(テレビ・ラジオ) ☎022-221-0698	●電波利用料 ☎022-221-0663	●その他行政相談 ☎022-221-0610
関東総合通信局 管轄区域：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	●不法無線局、混信・妨害 ☎03-6238-1939	●受信障害(テレビ・ラジオ) ☎03-6238-1945	●電波利用料 ☎03-6238-1932	●その他行政相談 ☎03-6238-1940
信越総合通信局 管轄区域：新潟、長野	●不法無線局、混信・妨害 ☎026-234-9976	●受信障害(テレビ・ラジオ) ☎026-234-9991	●電波利用料 ☎026-234-9998	●その他行政相談 ☎026-234-9961
北陸総合通信局 管轄区域：富山、石川、福井	●不法無線局、混信・妨害 ☎076-233-4441	●受信障害(テレビ・ラジオ) ☎076-233-4491	●電波利用料 ☎076-233-4414	●その他行政相談 ☎076-233-4405
東海総合通信局 管轄区域：岐阜、静岡、愛知、三重	●不法無線局、混信・妨害 ☎052-971-9107	●受信障害(テレビ・ラジオ) ☎052-971-9648	●電波利用料 ☎052-971-9142	●その他行政相談 ☎052-971-9104
近畿総合通信局 管轄区域：滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	●不法無線局、混信・妨害 ☎06-6942-8535	●受信障害(テレビ・ラジオ) ☎06-6942-8567	●電波利用料 ☎06-6942-8544	●その他行政相談 ☎06-6942-8502
中国総合通信局 管轄区域：鳥取、島根、岡山、広島、山口	●不法無線局、混信・妨害 ☎082-222-3332	●受信障害(テレビ・ラジオ) ☎082-222-3383	●電波利用料 ☎082-222-3308	●その他行政相談 ☎082-222-3314
四国総合通信局 管轄区域：徳島、香川、愛媛、高知	●不法無線局、混信・妨害 ☎089-936-5051	●受信障害(テレビ・ラジオ) ☎089-936-5030	●電波利用料 ☎089-936-5006	●その他行政相談 ☎089-936-5020
九州総合通信局 管轄区域：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	●不法無線局、混信・妨害 ☎096-312-8255	●受信障害(テレビ・ラジオ) ☎096-326-7873	●電波利用料 ☎096-326-7805	●その他行政相談 ☎096-326-7819
沖縄総合通信事務所 管轄区域：沖縄	●不法無線局、混信・妨害 ☎098-865-2308	●受信障害(テレビ・ラジオ) ☎098-865-2307	●電波利用料 ☎098-865-2303	●その他行政相談 ☎098-865-2390

詳しくは、総務省 電波利用ホームページへ▶ <http://www.tele.soumu.go.jp/>

微弱電波の基準を超える製品を随時公表しています▶ <http://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/illegal/result/>

⚡ 注意! こども要注意!

改造されたパーソナル無線やアマチュア無線は電波法違反です。

パーソナル無線で使用されている周波数は携帯電話・スマートフォンでも使用されています。改造されたパーソナル無線は携帯電話などに妨害を与えるため、総務省では取締りを強化しています。また、現在、パーソナル無線を使用されている場合には、免許の有効期限を過ぎているか確認してください。

アマチュア無線を使うためには、無線従事者の免許と無線局の免許が必要です。また、指定された周波数帯から外れた使用もできません。アマチュア無線はルールを守って楽しく運用してください。

⚡ 注意! こども要注意!

携帯電話
中継装置

電波の届かない地下の店舗やビル内において、携帯電話の通話を可能にする携帯電話中継装置を設置・運用できるのは、携帯電話事業者に限られています。個人で設置した装置は、携帯電話基地局に障害を与える不法機器の恐れがあります。購入店等にお問い合わせください。

ご注意ください! あなたも知らないうちに不法電波を発射しているかもしれません。

技適マークのあった商品を使いましょう。

コードレス電話や特定小電力のトランシーバーなどの無線局免許を取得せずに使用できる無線機には、日本の技術基準に適合していることを証明する技術基準適合証明のマーク(技適マーク)が付されています。購入・使用の際に確認してください。

大臣補佐官対談



河野俊嗣

宮崎県知事



黒木敏之

株式会社黒木本店 代表取締役



太田直樹

総務大臣補佐官

土地の魅力で 居住地を選ぶ時代へ

費者に伝わり、協力があがる循環が起これど、強い地域経済につながっていきますね。

太田 先ほど社長がおっしゃった「土地の原料・人・水」のうち「人」ですが、黒木本店さんで働いていらっしゃる方は、宮崎県や高鍋町出身の方が多いですか。

黒木 そうですね。高鍋町出身者が多いですけど、だいたいこの児湯郡内ですね。大学を出た人は他の県の人もありますけれど、多くは農業大学、宮崎大学、あとは農業高校を出た人ですね。食品工学とか微生物工学を学んだ人が、土地の焼酎づくりに取り組んでいます。

太田 知事からご覧になって、若い人が地元に残る、あるいは大学など県外に行ったあと戻ってくるようなことができる仕事を作るといことに対して、どのようにお考えですか。



河野 進学にしても就職にしても、宮崎ではフルセツトで若い人のニーズを満たすことはできません。いろいろなことを勉強したい、チャレンジしてみたい、という人が県外に出て行く場合もあると思

明治18年の創業以来、宮崎県高鍋町において焼酎づくりにこだわりつづけ、全国にもファンが多い黒木本店。第4回目は、黒木本店の黒木代表と宮崎県の河野知事に、日本有数の農業県である宮崎県の特徴を活かし、個性ある産業を伸ばすとともに、地域の魅力を高めていく取組について、お話を伺った。

土地へのこだわり

太田 本日はお忙しいところお時間いただきありがとうございます。現在、各自自治体において、まち・ひと・しごとの総合戦略の策定が進められています。策定にあたっては、地域の特徴を活かして付加価値を高めていくということが大事です。黒木本店さんでは、創業以来こだわりの焼酎づくりをされていますが、特にどのような点にこだわりをお持ちですか。

黒木 私どもでは、南九州の地場産業、伝統産業として焼酎を作り続けています。この30年くらいで、片田舎の特殊な焼酎が全国的にも市民権を得てきたのではないかと思います。ただ、根底としては地場産業としてのこの土地の文化から生まれたものであるということも、もう一度確認しなければいけない時に来ていると感じております。土地の文化と



宮崎ブランドや高鍋ブランドになると思っているのですが。

河野 農産物レベルでは県全体でのブランド化や、宮崎牛ではいい種牛から共通して美味しい牛を作っていることとか、そのような取組はありますが、宮崎の焼酎はバラエティが豊富ということが特徴で、それぞれの蔵元の個性を活かして取組がなされているという状況です。

太田 地域のブランドをどうするかというところを検討していく際に、ブランドを評価する人もあわせて育てなければなりません。焼酎のクオリティというものはこういう風に評価するものだと考えていく必要があると思います。

黒木 ブランドというものは、言い換えれば個性です。大きな流れの中に面白いのが何人かいて、その個性で全体を引っ張っていくというのが、うまくいくパターンのひとつなのではないかと思っています。例えば商店街にしても、商店街全体にお金を投じたら商店街が活性化するかという無理で、あそこ魚屋だけが妙に行列ができるのか、あの八百屋はなんであんなに流行るのとか、そういうところが引っ張って行って、あの商店街は面白いということになるのだと思います。

太田 そういうところに人が寄ってくる気がしますね。

黒木 大きいところは個性を嫌がりますけど、実は自分たちにとっても個性はいいこと

いうからには、その土地の原料を使って作らなければ、土地のブランドにはならないと思います。世界のブランドといわれているお酒は、必ずその土地の原料と人と水から作られています。例えば、ヨーロッパのワイナリーに行くとき製造技術よりも畑を見に行くとその土地の話になります。我々も、本来はその地域の地場産業であり伝統文化であるならば、土地を語ることが必要であると思います。

太田 土地のブランドにはその土地の原料が必要なのですが、地域の農家さんたちとのつながりをどのようにお考えでしょうか。

黒木 焼酎には蒸留粕というのがあるのですが、古くはそのまま畑に蒔いたりして環境破壊の面があったのです。その蒸留粕を精製して有機肥料に変え、その肥料を使って焼酎の原料である米や芋を作っていくという「農のサイクル」を始めました。地域の焼酎蔵元や地域の農家さんたちと協力して、より品質の良い原料を栽培し、より良い焼酎づくりに取り組んでいます。また、焼酎の樽も、普通はアメリカ産の樽を使うのですが、たまたま県内に蒸留酒向けの樽を取り扱っているところがあり、その樽を一部使っています。このような取組を通じて、土地にこだわり地域循環型の地場産業を創出していくと考えています。

太田 地域循環型の地場産業というのはそう簡単なことではないのではないですか。

黒木 それはもう会社の理念として、徹底して地場産業でやりたいので、地域の農家さんたちと協力して頑張っています。いかに地元で貢献できるかということを考えながら、やっていくのがとても大事です。そのことを訴えながら協力を募っています。

河野 そのような取組が多く生産者や消費者に伝わり、協力があがる循環が起これど、強い地域経済につながっていきますね。

情熱が人を動かす

黒木 焼酎が海外でも飲まれるようになっていくためには、ワインのように食事にあわせて飲み方ができるようにしないとダメだと思っんです。例えば、予め適度な濃さの水割りにしておいて食事にあわせてスマートに飲めるようにしたり、この焼酎は魚料理にあわせてこのように蒸留しているなど、飲む人が満足してもらえものを提案していく必要があると思います。

太田 もともと美味しい焼酎ですが、その焼酎にまつわるストーリーを聞くと更に美味しくなるかと思っんです。これからは焼酎を語る人の存在が重要かもしれませんね。

黒木 焼酎に対する情熱が人を動かすと思っんです。焼酎や土地に対するこだわりをストーリーとしてどう伝えるか、それが大事だと思っっています。

太田 土地にこだわり、原料を栽培する農家さんとも連携した「農のサイクル」、そして、焼酎への情熱とこだわりを伝える語り部の存在。このような地域循環型の地場産業が、この地域の経済を強くしていくのだと思っんです。本日はありがとうございました。

平成27年4月1日から

電気通信主任技術者の講習制度が導入されました。

電気通信主任技術者講習とは？

電気通信事業者は、ネットワーク関連技術の変化の中、監督に必要な専門知識を維持・向上できるように、選任した電気通信主任技術者に、登録講習機関が行う設備の「工事、維持・運用」の監督に関する講習を受講させることが義務付けられました。電気通信事業者が電気通信主任技術者を選任した場合、1年以内に講習を受講させる必要があります。また、講習の終了から3年以内に再受講する必要があります。

講習受講義務について

1

選任後1年以内

(すでに選任している事業者も、4月1日に改めて選任したとみなす)

2

交付の日から3年以内

電気通信主任技術者資格者証の交付から2年未満・講習を受けてから2年未満の場合

3

受講の日の翌月の1日から3年以内

講習の種類

1. 伝送交換技術に係る電気通信主任技術者定期講習
2. 線路技術に係る電気通信主任技術者定期講習

※「伝送交換設備」と「線路設備」の両方に選任されている電気通信主任技術者の場合、両方の講習を受講する必要があります。

平成27年5月現在、登録講習機関として以下の1者が登録されています。

一般財団法人 日本データ通信協会



住所 ▶ 〒170-8585 東京都豊島区巣鴨2-11-1 巣鴨室町ビル6F

TEL ▶ 03-5907-7575 (平日10時~16時)

ホームページ ▶ <http://www.dekyo.or.jp/jinzai/>

メールアドレス ▶ cte-t@dekyo.or.jp

※実施される講習の日程等については、登録講習機関に直接お問い合わせください。

登録講習機関

お問い合わせ先

総務省総合通信基盤局電気通信技術システム課

住所 〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

TEL 03-5253-5862

第3回国連防災世界会議 (3/14~18、仙台市)において



総合フォーラムが開催されました

～地震、津波、土砂災害時等における消防団、地域住民の役割～

地域の安心安全を担う消防団

大規模災害の被害を最小限に食い止めるためには、「自らの命は自らが守る」こと、また、地域や近隣の人々が「共に助け合う」ことが重要です。

そして、日本では、他に本業を有する消防団が、時に自らの命を省みず、全国各地の安心安全を担ってくださっています。

一人ひとりが災害へ備えることの重要性を改めて確認するとともに、東日本大震災をはじめとする災害の教訓を共有し、後世に伝えていきたいと思えます。皆さん、一緒に地域における防災力を高めていきましょう。



総務大臣
高市 早苗

応援を受ける力(受援力)と地域防災力

日本には「自らの地域は自ら守る」という思いの下、地域における防災力の中核として消防防災活動を行う消防団制度があります。

消防団は地域の状況に精通しているため、大規模災害時に全国から駆け付ける応援を適切に受け入れることができます。

応援を受ける力、すなわち受援力は各地域の防災力に他なりません。地域住民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」、「共に助け合う」という意識を持ち、地域防災力を高めることと合わせて、災害による被害を最小限に抑え、減災につながるのです。



消防庁長官
坂本 森男

活動事例の発表

東日本大震災を経験して

宮城県南三陸町役場
佐々木 由貴氏



東日本大震災 南相馬市の状況と消防団活動

福島県南相馬市 消防団団長
長澤 初男氏



いのちてんでんご～釜石東中学校の活動～

岩手県立大学総合政策学部1年
菊地 のどか氏



長野県神城断層地震時における自主防災組織の活動

三日月市場区自主防災組織 会長
太田 史彦氏



長野県白馬村堀之内区自主防災組織会長
鎌倉 宏氏



台風26号土砂災害大島町消防団活動報告

東京都大島町 消防本部長
羽根 高明氏



④ 防災の担い手の命を守る
仕組みを作る

自治体職員や消防団員など、防災の担い手は災害に遭っても生き延びて、その力を地域の復興に尽くさないとけない。そのため、防災の担い手となっている人々の環境をいかに良くしていくかが求められている。

③ 減災と協働する時代

大きな自然を前に一人ひとりの人間ができることは限られていることを自覚する一方、地域コミュニティの中で、消防団員を始めとして、いろいろな役割を持った人々が助け合う仕組みを作ることが減災につながる。

② 防災・減災における心技体を整える

防災教育などを通じて災害に対する認識を深める(心)、命を守る・助けるために必要な技術を習得する(技)、自主防災組織や消防団など、人々が互いに支え合う仕組みを作る(体)体制の三つが揃って初めて、人の命を救うことができる。

① 災害を語り継ぐ

人間一人ひとりにとってれば、大規模災害は滅多に体験するものではないため、災害のアーカイブを作り、いつでも触れることができるようにし、災害を語り継ぐ努力が必要である。

総括に代えて「四つの論点



室崎 益輝氏

ひょうごボランティアプラザ所長 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構副理事長兼研究調査本部長 兵庫県立大学防災教育センター長 神戸大学名誉教授

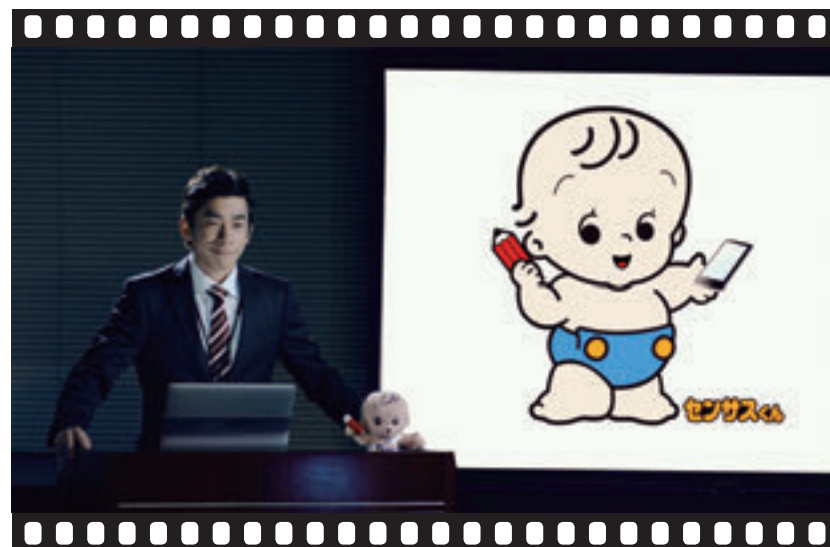


全国一斉に
スタート!!

9月10日からインターネット
回答がスタートします!

今回の国勢調査から、紙の調査票での回答だけではなく、より便利に回答いただくため、全国で一斉にインターネット回答をスタートします。9月20日までの回答期間内では、24時間好きな時間に回答ができます。

また、入力いただいた情報は最先端の調査システムにより厳重に保護されます。



センサスくん
パワーアップ!?

スマホでスマート国勢調査!

インターネット回答は、パソコンだけでなくスマートフォンからでも回答が可能となり、いつでもどこでも便利に回答できます。

センサスくんも紙の調査票に記入する鉛筆だけでなく、スマートフォンを持って、さらにパワーアップしました!!

スマート国勢調査!

広報担当

織田信成さんが映像で解説します!!

平成27年国勢調査においては、情報通信技術 (ICT) のさらなる進展の状況を踏まえ、調査手法を進化させ、正確かつ効率的な統計の作成を行うとともに、国民の負担軽減・利便性の向上を図るなどの観点から、わが国で初めて全世帯を対象として、オンライン調査を実施します。

今回、調査実施年度の早い時期から、国勢調査の必要性や重要性について理解をしていただくために、スペシャルムービーを作成しました。ここでは、スペシャルムービーの内容と国勢調査の概要を少しだけご紹介します。



今年の
国勢調査は...!!

国勢調査は、日本に住む全ての人や世帯を対象とした国の最も重要な調査であり、地域の少子高齢化の状況や東日本大震災の影響などいろいろなことが分かります。また、福祉や防災、環境対策などの様々な計画にも使用されます。このように日本の未来をつくる国勢調査ですが、今回の国勢調査から、世帯がより便利に回答できるようにするため、全国でオンラインによる回答方式を導入します。

統計局動画チャンネル YouTube

織田信成さん主演のスペシャルムービーをご覧になりたい方は

▶ <https://www.youtube.com/watch?v=0jCgf6yeSJE>

キャンペーンサイト

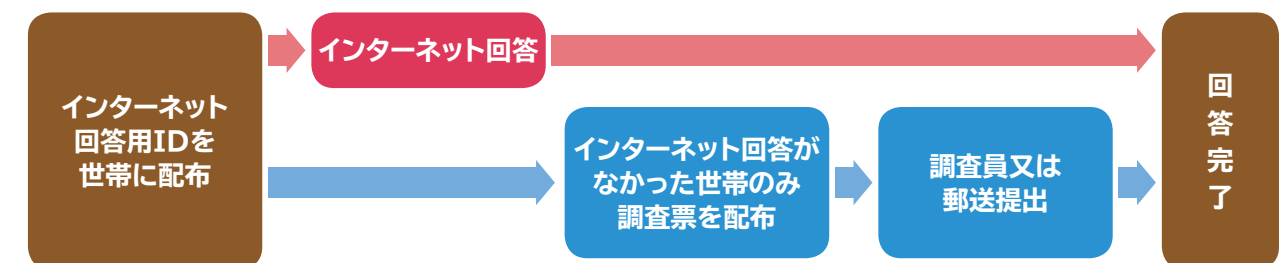
国勢調査2015について

▶ <http://kokusei2015.stat.go.jp/>



▲ 国勢調査2015キャンペーンサイト

調査の流れ



国勢調査員が全ての世帯にインターネット回答に必要なID、パスワードを配布し、一定期間、世帯からインターネット回答を受けつけた後、インターネット回答がなかった世帯にのみ、紙の調査票を配布することにより行います。



拡大調査について

我が国の経済 [GDP=国内総生産] の7割を占めるサービス産業の実態については、これまで毎年利用できる統計は全国値が中心でしたが、拡大調査により、今後は地域別の動向を知ることができるようになりました。

Q1 どのようなところが調査の対象となるのですか？

A 次のようなサービス業を営む企業等や事業所に調査をお願いしています。

運輸業、郵便業

鉄道、路線バス、タクシー会社、貨物運送業、宅配便、トランクルーム業など

不動産業、物品賃貸業

土地売買、土地建物仲介、レンタルビデオ業など

専門・技術サービス業

建築設計事務所、法律事務所、行政書士事務所、経営コンサルタントなど

宿泊業、飲食サービス業

ホテル、旅館、喫茶店、食堂・レストラン、居酒屋など

生活関連サービス業、娯楽業

美容業、理容業、クリーニング業、銭湯、冠婚葬祭業、映画館など

教育、学習支援業

学習塾、公民館、ピアノ教室、図書館、スイミングスクール、美術館など

医療、福祉

病院・診療所、歯科診療所、訪問介護業、老人ホーム、保育所など

サービス業（他に分類されないもの）

自動車整備業、廃棄物処理業、警備業、労働者派遣業、ビルメンテナンス業など

Q2 何を調査するのですか？

A 月次調査では月間売上高、需要の状況、事業従事者数などを調査していますが、拡大調査では、年間売上高（一部企業は都道府県別）などを調査します。

Q3 どのように調査するのですか？

A 民間調査機関（(株)インテージリサーチと(株)サーベイリサーチセンターの共同企業体）が、郵送により調査票を配布・回収します。インターネットによるご回答もできますので、ぜひご利用ください。

Q4 結果はどのように公表されるのですか？

A 平成27年調査の結果については、27年度に総務省統計局ホームページで公表する予定です。

お問い合わせやご不明な点は右記へご連絡ください。

サービス産業動向調査実施事務局

フリーダイヤル **0120-250-069**

[平日(土・日・国民の祝日・年末年始を除く)]



調査へのご理解・ご回答をお願いします。

サービス産業動向調査ホームページ……<http://www.stat.go.jp/data/mssi/index.htm>

平成27年6月

サービス産業動向調査 拡大調査を実施します

サービス産業動向調査について

サービス産業動向調査は、サービス産業全体の売上や雇用の動向を毎月明らかにするため、約39,000の企業等や事業所を対象に実施しています。

さらに、地域別の状況などを明らかにするため、約77,000の企業等や事業所を対象に年1回拡大調査を実施しています。



各都道府県における年間売上高（平成24年）が最多のサービス産業
— 平成25年拡大調査結果（確報） —



沖縄県では
宿泊業、飲食サービス業が最多



東日本を中心に15道府県では
生活関連サービス業、娯楽業が最多



西日本を中心に15県では
医療、福祉が最多



関東地方から中国地方にかけての
14県では運輸業、郵便業が最多

東京都及び大阪府では
不動産業、物品賃貸業が最多

- 運輸業、郵便業
- 不動産業、物品賃貸業
- 宿泊業、飲食サービス業
- 生活関連サービス業、娯楽業
- 医療、福祉

平成27年6月

統計グラフコンクール 作品の募集をしています



統計グラフ 全国コンクール

各都道府県で入選した優秀な作品は、「統計グラフ全国コンクール」に出展されます。このコンクールは、公益財団法人統計情報研究開発センターが主催し、総務省、文部科学省等が後援又は協賛しています。全国コンクールの入賞作品は、毎年秋に開催される全国統計大会において表彰されます。

入賞作品のうち、特に優秀な作品には、「総務大臣特別賞」が授与されます。平成26年度は、「食べなご」は「生きる」こと、大切な「命」をありがとう。〜沖縄の畜産編〜が受賞しました。

私たちの生活に欠かせない食をテーマに、公的統計と独自の調査によるデータを使って、地元沖縄の畜産産業の現状と課題が効果的に統計グラフでまとめられており、背景の歴史や社会問題、食品の栄養素など丹念に調べ、統計グラフの意味するところを解き明かしています。この作品は、作者の「命」に対する大切なメッセージが伝わってくる作品として高く評価されました。

統計グラフ コンクールとは？

総務省は、統計調査への理解を深めていただくため、都道府県と一体となつて統計教育の拡充に取り組んでいます。

統計グラフコンクールは国民の皆様にも、日常生活の中で統計グラフを作成することにより、統計が役立つことを知っていただくことを目的としています。

あわせて、統計調査への理解を深めていただくことを目的として

昨年、全国の小・中学校から一般の方々まで、25,502作品の応募がありました。

統計グラフコンクールは、各都道府県で開催しています。

総務省では、統計グラフコンクールの後援や入賞作品の展示会を行っています。

今年も、皆様の創意と工夫に満ちた作品をお待ちしております。



▲表彰状を授与される受賞者の方々

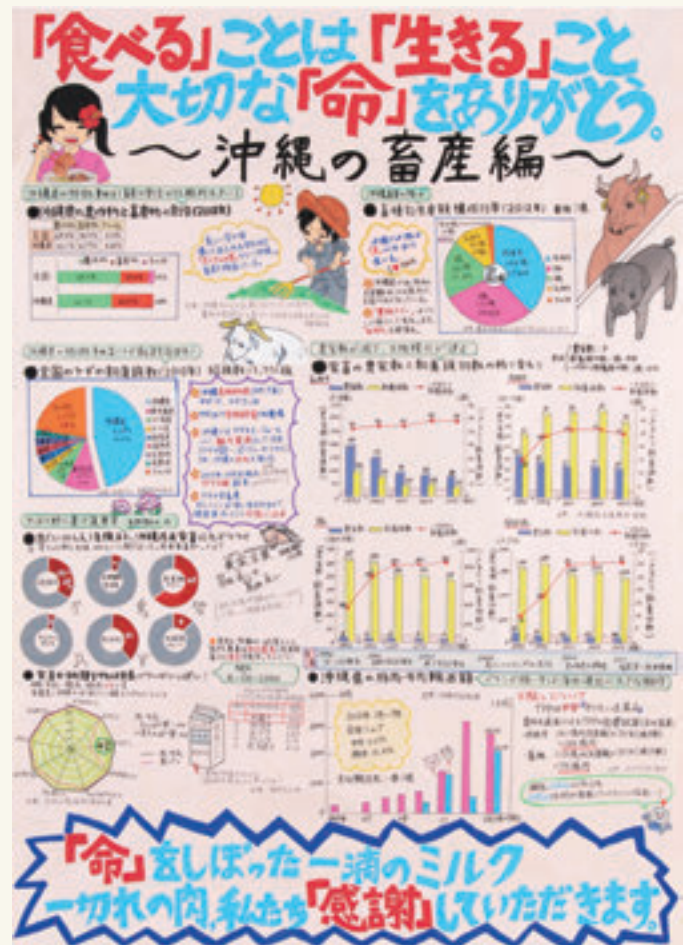
平成26年度 総務大臣特別賞

「食べる」ことは「生きる」こと、大切な「命」を

ありがとう。〜沖縄の畜産編〜

【第5部（高等学校以上の生徒、学生及び一般）特選作品から選出】

- 沖縄県立具志川商業高等学校 長嶺 希咲さん 3年（受賞時）
- 新垣 妃香莉さん 3年（受賞時）
- 宮城 七海さん 1年（受賞時）



総務省の取組

海外では、統計情報を使った事実に基づく問題解決力が重視されています。我が国でも、新学習指導要領において、統計的な内容が拡充され、統計教育に関する関心が高まっています。このような中、総務省では、統計グラフ全国コンクールを「統計の日」の行事の一環として後援しています。さらに、児童・生徒が統計に親しみ、その大切さを理解してもらえるよう、統計学習サイトの充実や、小、中、高校の教員の方々を対象とした講習会の開催など、統計教育の拡充に向けた取組を行っています。



統計グラフコンクール募集要領

- 応募資格**
- 第1部 小学校1年生及び2年生の児童
 - 第2部 小学校3年生及び4年生の児童
 - 第3部 小学校5年生及び6年生の児童
 - 第4部 中学校の生徒
 - 第5部 高等学校以上の生徒、学生及び一般
- 課題**
- 課題は各部とも自由です。
- ただし、小学校4年生以下の児童の応募については、児童が自ら観察又は調査した結果をグラフにしたものとします。

規格

各部とも、B2判（仕上げ寸法72.8cm×51.5cm、用紙は貼り合わせでもB2判であれば可）です。

提出先・締切日

提出先は、各都道府県統計協会 または各都道府県統計主管課となります。

締切日は、各都道府県で異なりますが、おおむね9月上旬となっています。

入賞区分・賞等

各部ごとに特選、入選及び佳作作品が選定されます。また、優秀な作品は全国コンクールへ出展されます。

地方のかがやき

山形県

遊佐町

日本海に面し、山形県の最北部に位置する遊佐町。中央部に広がる庄内平野を横切るように月光川が走っています。山形県と秋田県の県境にそびえる鳥海山の山頂は山形県遊佐町です。

人口計/14,756人(平成27年4月末現在)
面積/208.4km²
HP...<http://www.town.yuza.yamagata.jp/>



鳥海山
標高2,236メートルの、数少ない独立峰。別名「出羽富士」とも呼ばれ、山麓周辺の人々から守り神として崇められています。

丸池様
エメラルドグリーンの水が美しい神秘的な池。湧水のみを水源としています。丸池神社敷地内にある、国指定史跡です。

あまはげ
秋田県の「なまはげ」とよく似た正月行事で、国の重要無形民俗文化財として指定されています。全国8つの神送り行事と合わせ、ユネスコ無形文化遺産に申請予定です。



岩ガキ
海底から湧き出る鳥海山の湧水で育つ、濃厚な味わいの天然の岩ガキは、夏の味覚として全国にも広く知られています。



遊佐町イメージキャラクター「菜〜ちゃん」
第2期少年議会が町民から募集し決定したキャラクター。現在は3世代6人家族です。



湧水井戸
町内各所にある自噴井戸。管理はその場所の所有者が行います。駅や町役場などで散策用の湧水マップが配布されています。



鳥海山大物忌神社(吹浦口ノ宮)
創祀は564年と伝えられています。本社は鳥海山頂に鎮座し、「口ノ宮」と呼ばれる里宮が「吹浦口」と「蕨岡口」の2か所あります。



どうほらのたき 胸腹滝
鳥海山の山腹から湧き出る清水で、人気の水汲みスポットです。社を挟んだ2つの滝は、通ってくるルートが違うため左右で味や成分が違います。

ハンガリーのソルノク市とのつながりによって栽培が始まったパプリカは、生産者数が国内一となっています。これらの全ては鳥海山の恵みをもたらすものです。遊佐町の人々は、昔から鳥海山とともに暮らしてきたといえます。今年3月には、鳥海山を核に、秋田県にかほ市・由利本荘市、山形県酒田市・遊佐町と、県をまたがって「鳥海山・飛鳥ジオパーク構想推進協議会」が設立されました。平成28年度の日本ジオパーク認定に向け、鳥海山の恵みとそこに住む人々の営みを国内外に向けて発信する活動に取り組んでいます。

また、水源を活かした農産物作りにも力を入れ、姉妹都市である蕉の「奥の細道」でも詠われ、近年では「おしん」や「おくちびと」など、叙情的な映画のロケ地としても人気があります。1996年に「水の郷百選」に選ばれ、湧水の町としても知られています。遊佐町内の各所にある自噴井戸は300か所以上、1日あたり湧水量は約4,200t。1年を通じて水量はほぼ変わることなく、ほとんど湧き出し続けています。

東北の秀峰・鳥海山のふもとに位置する山形県遊佐町は、鳥海山の恵みである豊かな水源により農業・漁業・産業を育んできました。町のシンボルで、国内外の登山愛好家にも有名な鳥海山は、新緑、紅葉、滝の氷柱と四季折々、様々な姿を見せてくれます。そんな鳥海山を仰ぐ風光明媚な里山の風景は、古くは松尾芭蕉の「奥の細道」でも詠われ、近年では「おしん」や「おくちびと」など、叙情的な映画のロケ地としても人気があります。1996年に「水の郷百選」に選ばれ、湧水の町としても知られています。遊佐町内の各所にある自噴井戸は300か所以上、1日あたり湧水量は約4,200t。1年を通じて水量はほぼ変わることなく、ほとんど湧き出し続けています。

鳥海山の恵みや文化を学び育む取組がスタート

かがやき その1 地域に溶け込む 「地域おこし協力隊」

多角的なアプローチで
地域活性と誘致を担う

都市地域の人材を誘致し、地域力の強化を目指すことを目的として全国で行われている「地域おこし協力隊」制度。現在遊佐町では、4名の隊員が活動しています。主な活動内容は、「集落支援」「情報発信」、そして今年度からの新しい取組として「ジオパーク構想推進」の3つ。それぞれ担当を持ちつつ協力しながら活動に取り組んでいます。

集落支援に取り組んでいるのは、県内の長井市から家族揃って移住された坪沼さん。広野集落での農家支援と行事支援をメインの活動とし、昨年は集落の夏祭りを3年ぶりに復活させました。また、空き家再生プロジェクトの一環として広野集落内に整備された『空き家利活用多機能型住宅（通称「広野の家」）の管理など、集落に溶け込みながら積極的に活動を行っています。

情報発信を行っているのは、埼玉県出身の福岡さんと地元出身の後藤さん

地域と外部の架け橋に

2年ほど、海外青年協力隊としてフィリピンで活動し地元遊佐町に帰ってきました。そのため、習慣・言語が異なる地域の中で活動する大変さはとても理解できます。

私は地元出身だからこそ、他県からの移住者と地域との間に立ち、双方が歩み寄れるようにサポートしていきたいと考えています。

（後藤さん）

私は遊佐町の水に惚れ込んで移住を決めました。遊佐町は県内でも知名度が高くはないですが、来ればその魅力は絶対に分かる自信があります。今後は、原発事故の被災・避難者家族の保養場所としての空き家活用、豊富な湧水の利用法として小水力発電の導入などを、地域の皆さんと一緒に考えていきたいと思っています。

（坪沼さん）



遊佐町 地域おこし協力隊
左：後藤さん 右：坪沼さん



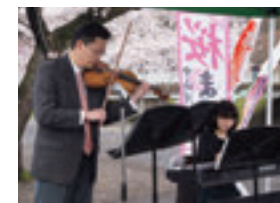
平成27年度の遊佐町地域おこし協力隊4名それぞれが、今まで培ってきた個性豊かなスキルを活かした活動に積極的に取り組んでいます。

です。町の人では気付けない、「ヨソモノの視点」から遊佐町の「食」の魅力にスポットを当て、町の広報誌別冊「ゆざのみ」の企画編集・発行を行っています。漢字にする「遊佐の美」。読んだあとに、「食への興味」の芽がでますように」との思いを込め、町内の皆さんに向けて発信しています。フェイスブックページ「Yuzuma chihiko」遊佐町子」では、季節ごとに移り変わる町の風景や日々の出来事を写真で切り取り、遊佐町を知ってもらうきっかけをしています。フェイスブックの利用者は全世界に及ぶことから、英語と日本語で情報発信をしています。これらの広報活動から、町内外へ幅広く遊佐町の魅力が広がることとが期待されています。

そして、今年から新しい取組として、前述の「ジオパーク構想推進」を担ってもらうための人材を採用しました。「ジオパーク」への認定には、環境の整備や保全だけでなく、「地元住民が自分たちの住んでいる地域を理解しているかどうか」も重要な要素となります。町の歴史や文化、更には鳥海山の地質や生態系など郷土の環境について遊佐町住民



広野の家
希望者に移住を体験してもらうため、空き家を多機能型施設としてリノベーションしました。



以前の職にてバイオリン修理に携わっていた坪沼さんは、地域のイベントで演奏をすることもあります。桜まつりでは奥様と共演されました。

広報誌 ゆざのみ
町の広報誌の別冊として発行しています。特集企画を立て、取材・執筆を協力隊が行っています。



に深く理解してもらうため、ジオパークの出前講座やジオポイント整備など認定に向けて各分野の横断的な活動を行います。ジオパーク推進活動により、隊員たちはもちろん地域住民も更に遊佐町に愛着を持ち、地域資源に誇りを持つて暮らしていけるようなプログラム作りに取り組んでいきます。

かがやき その2

学生ならではの発想で まちづくりに取り組む

中学生・高校生でつくりあげる
少年議会の発足

遊佐町教育委員会が取り組んでいる「遊佐町少年議会」は、中学生・高校生で組織される議会です。人口減少、少子高齢化が進む遊佐町の中で、若者の活躍の場を創るため、2003年に誕生しました。町長（1名）と議員（10名）は立候補者の中から選挙で選ばれます。就任すると政策を提言し、予算内で政策を実現するための活動を行います。若者による機関が独自取組として、全国から注目を集めています。活動は年度によって様々で、これまで町のキャラクターである「米ちゃん」の決定、特産品開発、ミュージックフェスティバルなどを行いました。東日本大震災以降は「ボランティアをしたい」という意見が非常に多くなり、第9期に募金活動、第11期では議会が参加希望者を募り被災地の小



クリスマス交流会in陸前高田
第11期の活動で、少年議会在準備から当日の司会まで企画しました。少年議会と遊佐高校の30名が日帰りで陸前高田の小学校に向かい、芋煮とハンドベル教室などで交流を深めました。



特産品開発
第9期に、山形県の郷土料理を元にクロquetteのレシピを開発しました。さらに第11期はレシピ改良・リーフレット作成を行いました。このように代々引き継ぐ活動もあります。



遊佐ミュージックフェスティバル
第12期の活動で「遊佐ミュージックフェスティバル」を行いました。遊佐町だけではなく酒田市からも参加団体があり、出場・来場者合わせ350名を集めたビッグイベントとなりました。

学生と交流会を行いました。子どもたちの地域への愛着や自立心を育てる試みとして、また、若者ならではの新鮮なアイデアを生む場として、行政も彼らの意見は重みを持って受け止めています。

学生の希望を実現できるようサポートを



遊佐町教育委員会
教育課社会教育係
左：菅原さん
右：本間さん

もともと、若者にも町に興味を持ってほしいと大人が発案して発足した少年議会ですが、今や生徒たちが主体となって活動に取り組んでくれています。自発的に立候補するだけあって積極的に意見を出してくれる生徒が多いので、彼らが「やりたい」と思ったことをできるだけ実現できるようにサポートをしていくのが我々の役目だと思っています。

企画した特産品の商品化を地域団体からお声がけされたなど、徐々に認知をされてきました。今後をもっと広く広報し、議会活動に協力していただきながら事業を進めていきたいと考えています。

「ジオパーク」とは？

「ジオ（地球）」の中の、地層や地形、火山や断層などを含む自然遺産を「公園」として捉え、その成り立ちや生態系、そこに関わる人々の暮らしや文化などを楽しみながら学べる場所です。遊佐町が目指している「日本ジオパーク」に認定されるには、日本ジオパークネットワークに加盟するための審査が必要となり、現在36地域が認定されています。さらに、ユネスコの支援を受けた組織である「世界ジオパーク」には、「洞爺湖有珠山」、「糸魚川」、「島原半島」など全国7か所の地域が認定を受けています。



大切な人へ
のこしたいものは、何ですか。

次々と届く、亡き妻からの手紙。それが人々の想いをつなげていく――。

愛を積むひと

佐藤浩市 徳田可南子
北川悠幸 藤村俊彦 杉本 浩
森崎博之 佐田将太郎 山田孝之
岡田 将 橋本 明
原作：朝野 秀三 脚本：朝野 秀三 監督：吉澤 信
劇中歌：「スマイル」ナット・キング・コール
原簿：「石を積むひと」エドワード・ムーン・ローレンス
ai-tsumu.jp @aitsumu_movie #愛積む

6/20(土)

北海道・美瑛を舞台に、地方に移り住んだ夫婦とそこに集う人々を優しく映し出す感動作。

総務省は地方への移住・交流の促進に取り組んでいます。
全国各地の移住・交流関連情報は「移住・交流情報ガーデン」へ。



移住・交流情報ガーデン
<https://www.iju-navi.soumu.go.jp>



【開館時間】(平日) 11:00-19:00 (土日祝) 10:00-18:00 【休館日】月曜 【所在地】東京都中央区京橋1丁目1-6 越前屋ビル1F
【アクセス】JR/東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分 地下鉄/東京メトロ銀座線 京橋駅より徒歩5分、東京メトロ銀座線・東京メトロ東西線・都営浅草線/日本橋駅より徒歩5分